

児童虐待対応における学校の役割の「重要性」と
「取組状況」の認識の実態

—— 小・中学校に勤務する養護教諭と校外関係機関の職員への質問紙調査から ——

青柳千春・阿久澤智恵子・町田大輔

The actual situation of the recognition of “importance”
and “the action situation” of the role
of the school in the child abuse correspondence

—— From a questionnaire survey of *yogo* teachers working at elementary
and junior high schools and staff of external organizations ——

Chiharu AOYAGI · Chieko AKUZAWA · Daisuke MACHIDA

児童虐待対応における学校の役割の「重要性」と 「取組状況」の認識の実態

—— 小・中学校に勤務する養護教諭と校外関係機関の職員への質問紙調査から ——

青柳千春¹⁾・阿久澤智恵子²⁾・町田大輔³⁾

1) 高崎健康福祉大学 保健医療学部 看護学科

2) 山梨大学大学院総合研究部 医学域 看護学系

3) 高崎健康福祉大学 健康福祉学部 健康栄養学科

(受理日 2019年9月13日, 受稿日 2019年12月19日)

The actual situation of the recognition of “importance” and “the action situation” of the role of the school in the child abuse correspondence

—— From a questionnaire survey of *yogo* teachers working at elementary
and junior high schools and staff of external organizations ——

Chiharu AOYAGI¹⁾・Chieko AKUZAWA²⁾・Daisuke MACHIDA³⁾

1) Department of Nursing, Faculty of Health Care, Takasaki University of Health and Welfare

2) Nursing Science, Graduate School Department of Interdisciplinary Research Division
of Medicine, University of Yamanashi

3) Department of Health and Nutrition, Faculty of Health and Welfare,
Takasaki University of Health and Welfare

(Received Sept. 13, 2019, Accepted Dec. 19, 2019)

要 旨

児童虐待相談の対応件数は、増加の一途をたどっている。被虐待者の半数近くが小・中学生の年齢の子どもたちであることから、学校の役割期待は大きい。しかし、虐待事例は、複雑な問題を抱えているケースが多いため、学校と関係機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。そこで、本研究では、小・中学校に勤務する養護教諭と関係機関職員が、児童虐待対応における学校の役割の「重要性」と「取組状況」をどのように認識しているのかの実態を把握することを目的とし、小・中学校に勤務する養護教諭と関係機関職員を対象に自記式質問紙調査を実施した。結果、養護教諭 314 名、関係機関職員 107 名から回答を得た。虐待対応における学校の役

割の重要性について、両者は概ね共通の認識をしていたものの、取組状況については必ずしも認識が一致しておらず、現行のシステムでは虐待対応における連携を強化するのは困難であることが示唆された。

I. はじめに

国は、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」とする）が成立して以降、繰り返し法改正を行って対応の強化を図っているものの、全国207か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は増加の一途をたどっている。

平成29年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は、133,778件で、前年度に比べ11,203件（9.1%）増加しており、年々増加している。被虐待者の年齢別にみると「7～12歳」が44,567件（構成割合33.3%）と最も多く、次いで「3～6歳」が34,050件（同25.5%）、「0～2歳」が27,046件（同20.2%）、「13～15歳」が18,677件（同14.0%）であり、小・中学生の年齢の子どもたち「7～15歳」が全体の47.3%を占めている。さらに、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が46.9%と最も多く、次いで「実父」が40.7%である¹⁾。

玉井²⁾は「わが国のヒューマンサービス体系の中ですべての子どもと家族に投網的に関与する権限を有しているのが学校システムだけである。医療・保健・福祉といったシステムは、受益者が自らの意志でそのサービスにアクセスしてこない限り、積極的に関与しづらい仕組みを持っている」と指摘している。児童虐待事例において被害を受けている子どもが自ら訴えたり、加害者になっている親が相談をしたりするケースは少ない。このような現状の中、義務教育段階の子どもすべてが通う小・中学校は、児童虐

待を発見しやすい立場にあることや、一日のうちの多くの時間を過ごす場であることから、早期発見・通告だけでなく、児童虐待を受けた子どもの保護や自立の支援をする機関としての役割期待が大きい。中でも、養護教諭は心身の多様な健康問題で保健室を訪れる子どもの対応に当たっていることから身体的な虐待や心理的な虐待等を発見しやすい立場にあり、児童虐待の早期発見・早期対応にその役割が期待されているところである³⁾。しかし、児童虐待の事例は、複雑な問題を抱えているケースが多いため、学校が単独で支援をすることはできない。学校は、子どもの適切な保護や支援を図るために、保健・福祉・医療・教育等の地域の関係機関と連携を図り、情報や考え方を共有しながら、対応をしていくことが重要である。平成20年1月の中央教育審議会答申⁴⁾では、子どもの現代的な健康課題の対応にあたり、校内職員及び校外関係機関や他職種との連携において、養護教諭がコーディネーターの役割を担う必要があることを指摘している。

近年、児童虐待における養護教諭の対応についての研究論文は、件数は少ないものの散見される^{5～11)}。鹿間ら¹⁰⁾は、養護教諭は校外関係機関や他職種と連携をする際に、「連絡・連携が時間的及び精神的に大変」であると感じていることを報告している。また青柳ら¹¹⁾は、校外関係機関の専門職は学校と連携をする際に「支援方針や役割についての相互の認識不足」を感じていることを報告している。しかし、児童虐待対応における学校の役割について、どのような内

容が重要であると考えているのか、またそれら役割に対してどの程度取り組んでいると考えているのか、養護教諭や校外関係機関の職員の認識に焦点を当てた研究は見当たらない。

そこで、本研究では、小・中学校に勤務する養護教諭と校外機関の職員が、児童虐待対応における学校の役割の「重要性」と「取組状況」をどのように認識しているのかの実態を把握し、「重要性」と「取組状況」の認識における差を明らかにするとともに、連携・協働を図るための課題を考察することを目的とする。

本研究で用いる用語を以下に定義した。

児童虐待：保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。）に対し、身体的虐待、性的虐待、保護者の怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととする。

II. 方法

1. 研究対象者

関東圏内（1都6県）の児童相談所すべて（49か所）と309市区町村役場及び小・中学校から無作為に抽出した151か所の市区町村役場に勤務し、児童虐待対応に携わっている職員（児童福祉司、社会福祉士、保健師等）200名と小・中学校各500校に勤務する養護教諭1,000名を対象に自記式質問紙調査を実施した。回答は無記名とし、対象者への調査票の配布及び回収は郵送とした。

2. 調査期間

平成28年1月17日に発送し、回収は平成28年3月31日までとした。

3. 調査項目

児童虐待対応における学校の役割について、文献^{12,13)}や先行研究¹¹⁾を参考に学校と関係機関の連携に関すること（2項目）、子どもの支援に関すること（3項目）、保護者の支援に関すること（3項目）の8項目を設定した。そしてこれら8項目について、「重要性（学校の役割がどのくらい重要であると思うか）」を「大変重要である＝1～重要でない＝4」の4段階で、「取組状況（学校はその役割をどのくらい果たしていると思うか）」を「よく出来ている＝1～出来ていない＝4」の4段階でたずねた。

基本属性として、勤務校種（養護教諭のみ）、性、年代、勤務校の児童・生徒数（養護教諭のみ）、所属（関係機関職員のみ）、職種（関係機関職員のみ）職種の経験年数、現在の部署の配属年数（関係機関職員のみ）、をたずねた。

4. 分析方法

児童虐待対応における学校の役割8項目の重要性と取組状況の認識について、養護教諭と関係機関職員との差をMann-Whitney検定にて分析した。分析にはIBM SPSS Statistics 23（日本アイ・ピー・エム株式会社）を用い、有意水準は5%（両側検定）とした。

5. 倫理的配慮

郵送にて、各関係機関（児童相談所及び市区町村、小・中学校）の長に研究の目的と調査の概要について、文書にて説明を行い、調査参加及び協力の依頼をした。各関係機関の長の調査協力の同意が得られた場合に、関係機関の長より当該機関の職員又は養護教諭に対して、調査書類を渡していただき、同意が得られた職員及び養護教諭を対象とした。職員又は養護教諭へ

調査書類を渡したことにより、各関係機関の長の同意が得られたものとした。また、職員及び養護教諭においては、調査票の提出により同意が得られたものとし調査票提出後の撤回はできないものとした。

対象者に対しては、研究の目的と方法、研究への参加は自由意志であること、調査で得られた情報は個人が特定されることのないように全て記号化し、プライバシーの保護には十分に配慮すること等の説明を行い依頼した。なお、本研究は高崎健康福祉大学における倫理審査委員会の承認を得た後（受付番号：高崎健康大倫第2733号、2015年12月16日承認）に実施した。

Ⅲ. 結果

1. 回答者の属性

314名（回収率31.4%）の養護教諭と107名の関係機関職員（回収率53.5%）から回答を得た。そのうち、勤務校種の回答がなかった養護教諭2名を除く312名（小学校157名、中学校155名）とほとんどの項目に記入がなかった関係機関職員3名を除く104名、あわせて416名を有効回答（有効回答率98.8%）として分析した。回答者の属性は表1に示すとおりである。

2. 児童虐待対応における学校の役割の「重要性」と「取組状況」の認識の実態

児童虐待対応における学校の役割について、どのような内容が重要であると考えているのか「重要性」とそれらの役割に対して学校はどの程度取り組んでいると考えているのか「取組状況」についての認識を養護教諭と関係機関職員とで比較した（表2）。

その結果、質問紙で示された8項目の学校の

役割について、「虐待をしている保護者への心理的・社会的援助」及び「すべての保護者に対して、家庭における親の役割や子育てについて学ぶ機会の提供」を除く6項目については、9割以上の養護教諭が「大変重要である」「重要である」と回答していた。「虐待をしている保護者への心理的・社会的援助」は85.3%（「大変重要である」43.3%「重要である」42.0%）、「すべての保護者に対して、家庭における親の役割や子育てについて学ぶ機会の提供」は86.9%（「大変重要である」37.2%「重要である」49.7%）の養護教諭が「大変重要である」「重要である」と回答していた。また関係機関職員は、「すべての保護者に対して、家庭における親の役割や子育てについて学ぶ機会の提供」を除く7項目について、9割以上が「大変重要である」「重要である」と回答していた。

一方、取組状況は、「虐待の早期発見」は83.7%の養護教諭が「よく出来ている」「大体出来ている」と回答していたものの、他7項目について「よく出来ている」「大体出来ている」と回答した養護教諭の割合は、「児童相談所等と関係機関との連携強化」58.0%、「虐待を受けている子どもが安心・安全を感じられる場の保障」69.6%、「虐待を受けている子どもへの学習指導や生徒指導などの教育的援助」61.5%、「子どもの人権を守り大切にしようとする意識や行動する力を育てること」53.8%、「虐待をしている保護者への心理的・社会的援助」23.8%、「すべての保護者に対して、家庭における親の役割や子育てについて学ぶ機会の提供」35.9%、「子育てに不安や悩みを抱えている保護者が気軽に相談したり、子育ての情報を入手できたりする相談機関の充実」44.9%であり、重要性を認識しているものの必ずしも取り組んでいるとは言えない現状で

表1 回答者の属性

	養護教諭		関係機関職員	
	n	%	n	%
N	312		104	
性				
男性	0	0.0	45	43.3
女性	312	100.0	58	55.8
(無回答)	0	0.0	1	1.0
年代				
20～29 歳	57	18.3	12	11.5
30～39 歳	45	14.4	20	19.2
40～49 歳	101	32.4	44	42.3
50～59 歳	101	32.4	23	22.1
60 歳以上	8	2.6	5	4.8
学校種				
小学校	157	50.3	—	—
中学校	155	49.7	—	—
勤務校の児童・生徒数				
100 人未満	39	12.5	—	—
100 人～200 人未満	46	14.7	—	—
200 人～300 人未満	51	16.3	—	—
300 人～400 人未満	46	14.7	—	—
400 人～500 人未満	49	15.7	—	—
500 人以上	81	26.0	—	—
所属				
児童相談所	—	—	34	32.7
区市町村役場	—	—	70	67.3
その他	—	—	0	0.0
職種				
児童福祉司	—	—	35	33.7
社会福祉士	—	—	6	5.8
精神保健福祉士	—	—	0	0.0
保健師	—	—	14	13.5
児童心理司	—	—	0	0.0
その他	—	—	49	47.1
職種の経験年数				
3 年未満	47	15.1	32	30.8
3 年～5 年未満	40	12.8	15	14.4
5 年～10 年未満	32	10.3	24	23.1
10 年～20 年未満	27	8.7	21	20.2
20 年以上	166	53.2	12	11.5
現在の部署の配属年数				
3 年未満	—	—	59	56.7
3 年～5 年未満	—	—	21	20.2
5 年～10 年未満	—	—	17	16.3
10 年～20 年未満	—	—	6	5.8
20 年以上	—	—	0	0.0
(無回答)	—	—	1	1.0

表2 学校の虐待に関する役割についての「重要性」と「取組状況」の認識

	重要性				取組状況				
	養護教諭		関係機関職員		養護教諭		関係機関職員		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
虐待の早期発見									
大変重要である	294	94.2	103	99.0	よく出来ている	38	12.2	11	10.6
重要である	16	5.1	1	1.0	大体出来ている	223	71.5	66	63.5
あまり重要でない	0	0.0	0	0.0	あまり出来ていない	38	12.2	25	24.0
重要でない	0	0.0	0	0.0	出来ていない	1	0.3	0	0.0
	p=0.062				p=0.026				
児童相談所等の関係機関との連携強化									
大変重要である	235	75.3	88	84.6	よく出来ている	46	14.7	11	10.6
重要である	70	22.4	14	13.5	大体出来ている	135	43.3	61	58.7
あまり重要でない	3	1.0	2	1.9	あまり出来ていない	105	33.7	25	24.0
重要でない	0	0.0	0	0.0	出来ていない	9	2.9	5	4.8
	p=0.087				p=0.528				
虐待を受けている子どもが安心・安全を感じられる場の保障									
大変重要である	267	85.6	94	90.4	よく出来ている	34	10.9	16	15.4
重要である	38	12.2	10	9.6	大体出来ている	183	58.7	66	63.5
あまり重要でない	4	1.3	0	0.0	あまり出来ていない	74	23.7	16	15.4
重要でない	1	0.3	0	0.0	出来ていない	6	1.9	0	0.0
	p=0.245				p=0.021				
虐待を受けている子どもへの学習指導や生徒指導などの教育的援助									
大変重要である	189	60.6	66	63.5	よく出来ている	30	9.6	9	8.7
重要である	110	35.3	35	33.7	大体出来ている	162	51.9	64	61.5
あまり重要でない	10	3.2	2	1.9	あまり出来ていない	93	29.8	26	25.0
重要でない	0	0.0	1	1.0	出来ていない	8	2.6	1	1.0
	p=0.676				p=0.288				
子どもの人権を守り大切にしようとする意識や行動する力を育てること									
大変重要である	200	64.1	84	80.8	よく出来ている	20	6.4	11	10.6
重要である	100	32.1	18	17.3	大体出来ている	148	47.4	64	61.5
あまり重要でない	9	2.9	2	1.9	あまり出来ていない	113	36.2	25	24.0
重要でない	1	0.3	0	0.0	出来ていない	19	6.1	0	0.0
	p=0.002				p<0.001				
虐待をしている保護者への心理的・社会的援助									
大変重要である	135	43.3	43	41.3	よく出来ている	8	2.6	4	3.8
重要である	131	42.0	55	52.9	大体出来ている	66	21.2	34	32.7
あまり重要でない	40	12.8	6	5.8	あまり出来ていない	169	54.2	55	52.9
重要でない	4	1.3	0	0.0	出来ていない	51	16.3	5	4.8
	p=0.622				p=0.001				
すべての保護者に対して、家庭における親の役割や子育てについて学ぶ機会の提供									
大変重要である	116	37.2	47	45.2	よく出来ている	13	4.2	6	5.8
重要である	155	49.7	44	42.3	大体出来ている	99	31.7	30	28.8
あまり重要でない	31	9.9	12	11.5	あまり出来ていない	140	44.9	51	49.0
重要でない	7	2.2	1	1.0	出来ていない	47	15.1	13	12.5
	p=0.257				p=0.852				
子育てに不安や悩みを抱えている保護者が気軽に相談したり、子育ての情報を入手できたりする相談機能の充実									
大変重要である	174	55.8	50	48.1	よく出来ている	14	4.5	5	4.8
重要である	107	34.3	45	43.3	大体出来ている	126	40.4	41	39.4
あまり重要でない	28	9.0	8	7.7	あまり出来ていない	131	42.0	51	49.0
重要でない	1	0.3	0	0.0	出来ていない	27	8.7	5	4.8
	p=0.292				p=0.911				

p: Mann-Whitney 検定の有意確率。%の母数は養護教諭:312, 関係機関職員:104.

コーディング: 大変重要である=1~重要でない=4, よく出来ている=1~出来ていない=4

あった。また、関係機関職員が「よく出来ている」「大体出来ている」と回答した割合は「虐待の早期発見」74.1%、「児童相談所等と関係機関との連携強化」69.3%、「虐待を受けている子どもが安心・安全を感じられる場の保障」78.9%、「虐待を受けている子どもへの学習指導や生徒指導などの教育的援助」70.2%、「子どもの人権を守り大切にしようとする意識や行動する力を育てること」72.1%、「虐待をしている保護者への心理的・社会的援助」36.5%、「すべての保護者に対して、家庭における親の役割や子育てについて学ぶ機会の提供」34.6%、「子育てに不安や悩みを抱えている保護者が気軽に相談したり、子育ての情報を入手できたりする相談機関の充実」44.2%であった。

養護教諭と関係機関職員の「重要性」と「取組状況」についての認識を比較した結果、「虐待の早期発見」の取組状況では有意差があり、養護教諭と比較して関係機関職員で出来ていないと認識している傾向にあった ($p=0.026$)。「虐待を受けている子どもが安心・安全を感じられる場の保障」($p=0.021$) および「虐待をしている保護者への心理的・社会的援助」($p=0.001$)の取組状況でも有意差があり、これらの項目では養護教諭と比較して関係機関職員で出来ていると認識している傾向であった。「子どもの人権を守り大切にしようとする意識や行動する力を育てること」では、重要性 ($p=0.002$) と取組状況 ($p<0.001$) の両方で有意差があった。養護教諭と比較して関係機関職員で、重要度が高く、よく出来ていると認識している傾向がみられた。

IV. 考察

1. 小・中学校に勤務する養護教諭と関係機関職員の児童虐待対応における学校の役割の「重要性」と「取組状況」の認識の実態

本調査において設定した学校の役割の8つの項目において「大変重要である」「重要である」と回答した養護教諭及び関係機関職員の割合は、85.3%~100%で、両者の割合の差は0.3%~8.9%と概ね一致していた。児童虐待の対応は、虐待を未然に防ぐための『発生予防』、虐待を早期に発見し、子どもの安全確保のための『早期発見と介入』、その後の子どもと家族の回復、改善に向けた『介入後の支援』の3つの段階で対応するのが基本である¹²⁾。本調査において設定した8つの学校の役割のうち「すべての保護者に対して、家庭における親の役割や子育てについて学ぶ機会の提供」や「子育てに不安や悩みを抱えている保護者が気軽に相談したり、子育ての情報を入手できたりする相談機関の充実」は、課題を抱えた保護者が虐待にいたらないための支援であり、子どもの育ちを理解し、子どもとの関係を楽しめるように支援することになり、『発生予防』にあたるものと考えられる。また、「子どもの人権を守り大切にしようとする意識や行動する力を育てること」により子ども自身が自分を大切な存在であると認識し、自分を守りたいという人権感覚を身につけられる。それにより虐待を受け自分の人権が侵害されたとき「自分が悪いからだ」と思うのではなく「助けて」「おかしい」と訴えることができ、虐待の『早期発見と介入』につながるものと考えられる。さらに、「虐待を受けている子どもが安心・安全を感じられる場の保障」、「虐待を受けている子どもへの学習指導や生徒指導などの教育的援助」、「虐

待をしている保護者への心理的・社会的援助」は『介入後の支援』であり、学校を子どもが安心・安全な場として保証するだけでなく、保護者へ支援をすることで、子どもと家族の関係の安定を図り、子どもの心身の回復と健康な育ちを促すことにつながると考える。これらのことにより、養護教諭も関係機関職員も児童虐待対応における『発生予防』『早期発見と介入』『介入後の支援』という3つの段階の学校の役割期待を十分に認識していることが明らかとなった。

しかし、一方でその取組状況については、「よく出来ている」「大体出来ている」と回答した養護教諭及び関係機関職員の割合は23.8%~83.7%と内容による開きがあり、両者の割合の差は0.7%~18.3%と必ずしも一致しているとは言えない実態が明らかとなった。中でも「虐待をしている保護者への心理的・社会的援助」が「よく出来ている」「大体出来ている」と答えた養護教諭は23.8%、「すべての保護者に対して、家庭における親の役割や子育てについて学ぶ機会の提供」が「よく出来ている」「大体出来ている」と答えた養護教諭は35.9%にとどまった。鹿間らの研究¹⁰⁾において、養護教諭が児童虐待対応において感じている困難で最も多かったのが「保護者への対応で精神的に大変」47.5%であったとの報告があることや、音らの研究⁶⁾において、虐待対応に介入するうえで、親への対応に関する対応策が必要だと考えている養護教諭が多いという報告があることなどから、養護教諭はその重要性を認識してはいるものの、実際に虐待をしている保護者への支援は十分にはできていないと認識していることが明らかとなった。また、虐待が生じてしまう要因の一つである「家庭が地域社会で陥っている孤立」を解消する方

法として、学校がPTA活動や様々な行事を通して保護者に参加を求め、その機会を活用することの重要性が指摘されている¹⁴⁾。今後、児童虐待対応において、学校が保護者を支援することの意義とその具体的な方法について研修等を積極的に実施することの必要性が示唆された。

2. 養護教諭と関係機関職員の「重要性」と「取組状況」の認識の差について

「重要性」については、7つの項目で差は認められなかった。また、「子どもの人権を守り大切にしようとする意識や行動する力を育てること」の項目において、両者の認識に有意な差が認められたものの、「大変重要である」及び「重要である」と答えた割合は、養護教諭が96.2%、関係機関職員は98.1%であり、いずれも多くのものが重要であると認識していた。これらのことから、養護教諭も関係機関職員も児童虐待対応における学校の役割の重要性については、概ね共通の認識をしているものと考えられる。

「取組状況」においては、「虐待の早期発見」、「虐待を受けている子どもが安心・安全を感じられる場の保障」、「虐待をしている保護者への心理的・社会的援助」、「子どもの人権を守り大切にしようとする意識や行動する力を育てること」で有意な差があった。

「虐待の早期発見」の取組状況では、養護教諭と比較して関係機関職員で学校は出来ていないと認識している傾向にあった ($p=0.026$)。青柳らの研究¹¹⁾において、児童虐待対応において関係機関の専門職が学校と連携をする際に認識している困難感について、連携に対する学校の戸惑いや積極性の欠如を報告している。一方、総務省の調査¹⁵⁾では、小・中学校の教員を対象に「勤務先の学校において児童虐待またはその

恐れを発見した場合、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応課に相談、情報提供することに対して抵抗があると感じるか」をたずねたところ、「抵抗がある」及び「どちらかといえば抵抗があると感じる」と答えた教員は15.1%であり、その理由について「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」が73.4%と最も多かったと報告していることから、いまだ通告することに抵抗感を感じている教職員が一定数いることがわかる。さらに同じ総務省の調査では、児童虐待の市区町村担当者を対象に「児童虐待を早期に発見し速やかに対応するために、国や地方公共団体において、どのような取組が必要だと思うか」をたずねたところ、「学校の教職員、医師等児童の福祉に職務上関係のある者に対する通告促進のための意識の向上」が31.4%の回答を得ている。これらことから、児童虐待防止法第6条で、『児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。』と明記されているにもかかわらず、学校の職員はその意識が不足していると感じている関係機関職員と養護教諭との間に認識の差が生じたものと考えられる。

「虐待を受けている子どもが安心・安全を感じられる場の保障」(p=0.021)、「虐待をしている保護者への心理的・社会的援助」(p=0.001)、「子どもの人権を守り大切にしようとする意識や行動する力を育てること」(p<0.001)の取組状況では、関係機関職員と比較して、養護教諭は学校ができていないと認識している傾向に

あった。山野は、学校と他専門家とのチームの作りにくさを改善するためには、「各職種の価値と役割の違いの明確化」「学校における家庭への認識、協働への認識の醸成」が必要であると指摘している¹⁵⁾。本調査の質問項目は「安心・安全を感じられる場」「心理的・社会的援助」「子どもの人権を守り大切にしようとする意識や行動」等の表現が用いられているため、調査対象者の職種の価値や役割認識の違いが差を生じさせている可能性も推測される。今後、取組状況における認識の差を生じさせた要因を明らかにするための調査が必要であると考えられる。

3. 児童虐待対応における学校と関係機関及び専門職の連携について

児童虐待対応における学校の役割として「児童相談所等の関係機関との連携の強化」については、養護教諭97.7%、関係機関職員98.1%が重要であると答えていた。しかしその取組状況については、「よく出来ている」「大体出来ている」と答えたのは養護教諭58.0%、関係機関職員69.3%であり、効果的な連携ができていない現状であることが明らかとなった。学校と関係機関職員が連携・協働をする際は、共通かつ共有の目標をもち、支援方法をできるだけ具体化して互いにすり合わせを行い、繰り返し見直しを行いながら、対応の充実を図ることが必要であるが、児童虐待事例は複雑なケースが多く、さらに長期にわたる支援が必要なケースが多い。現在、教員の長時間勤務の改善が課題¹⁷⁾となっていることや、鹿間らの研究¹⁰⁾において、校外関係機関との連絡・連携には時間的に大変と答えている養護教諭が26.2%いることから、学校と関係機関職員が、連携の重要性を認識しながらその取組状況に困難を抱

えている理由として、複雑化・長期化する、そして増加するケースに対応するための専門的な知識の不足やマンパワーの不足などが推察される。今後は、連携の取組を困難にしている理由を調査し、改善へ向けた検討をすることの必要性が示唆された。

V. 結論

1. 児童虐待対応における学校の役割の重要性について、養護教諭も関係機関職員も概ね共通の認識をしていた。
2. 児童虐待対応における学校の役割のうち「虐待の早期発見」、「虐待を受けている子どもが安心・安全を感じられる場の保障」、「虐待をしている保護者への心理的・社会的援助」、「子どもの人権を守り大切にしようとする意識や行動する力を育てること」の4項目における取組状況で養護教諭と関係機関職員の認識に有意差があった。
3. 養護教諭と関係機関職員は、児童虐待における学校と関係機関の連携の重要性を共通認識しているものの、取組状況においては、必ずしも認識が一致しておらず、現行のシステムでは連携を強化するのは困難であることが示唆された。

VI. 本研究の限界と今後の課題

本研究は関東圏内という限定された地域での結果であり一般化することはできない。今後さらに調査対象を増やし、データを蓄積していくことが必要である。

謝辞

本研究の実施に当たり、快く調査にご協力くださいました対象者の皆様及び関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

本研究は、平成26～平成29年度 科学研究費助成事業基盤研究C（課題番号：26350869）の助成を受けて実施した研究の一部である。

利益相反に関する開示事項はない。

引用文献

- 1) 厚生労働省. 平成29年度福祉行政報告例の概況. 2018. pp.6-7. https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/17/dl/kekka_gaiyo.pdf (参照 2019-7-29)
- 2) 玉井邦夫. 学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き—子どもと親への対応から専門機関との連携まで—. 明石書店, 2007, p.17, ISBN 9784750326917
- 3) 公益財団法人 日本学校保健会. 子供たちを児童虐待から守るために—養護教諭のための児童虐待対応マニュアル—. 2014,p.1.
- 4) 文部科学省. 子どもの心身の健康を守り, 安心・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について (答申). 2011. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1216829_1424.html. (参照 2019-7-29)
- 5) 角田智恵美, 原田愛子, 大田恵子. 児童虐待への対応に関する研究—養護教諭のかかわりを中心に. 鳴門生徒指導研究, 2008, 18, pp.18-31.
- 6) 音美千子, 谷本千恵. 養護教諭の児童虐待に対する意識と経験—児童虐待の早期発見・介入に向けて. 石川看護雑誌, 2009, 6, pp.77-83.
- 7) 青柳千春, 佐光恵子, 岩井法子他. 小学校における養護教諭の児童虐待対応の現状と課題—G 県の公立小学校の養護教諭を対象として. 日本養護教諭教育学会誌, 2013, 16(2), pp.43-50.
- 8) 青柳千春, 佐光恵子, 阿久澤智恵子他. 小学校養護教諭が行う児童虐待対応における家族支援の現状と課題—養護教諭へのインタビュー調査から. 学校保健研究, 2013, 255(1), pp.53-60.
- 9) 青柳千春, 阿久澤智恵子, 佐光恵子他. 児童虐待疑い事例の保護者対応における養護教諭の困難感の検討. 小児保健研究, 2015, 74(3), pp.366-374.

- 10) 鹿間久美子, 鈴木依子, 朝熊紗貴他. 養護教諭がとらえる児童虐待対応における改善要因の検討, 日本養護教諭教育学会誌, 2017, 20(2), pp.25-37.
- 11) 青柳千春, 阿久澤智恵子, 笠巻純一他. 児童虐待対応における学校と関係機関の連携に関する研究—校外関係機関の専門職へのインタビュー調査から—, 高崎健康福祉大学紀要, 2016, 15, pp.23-34.
- 12) 公益財団法人日本学校保健会. “第2章 児童虐待対策の概要と連携”. 子供たちを児童虐待から守るために—養護教諭のための児童虐待対応マニュアル—, 2014, p.10.
- 13) 厚生労働省. 子ども虐待対応の手引き (平成 25 年 8 月改正版). 2013. https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf (参照 2019-7-29)
- 14) 前掲 2) p.168.
- 15) 総務省. 児童虐待の防止等に関する意識調査. 2010. http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/38031.html (参照 2019-7-29)
- 16) 山野則子. スクールソーシャルワークから見た「チーム学校」, 教育と医学, 2016-06, pp.36-44.
- 17) 文部科学省. 学校現場における業務の適正化に向けて, 2016. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1372315.htm (参照 2019-7-29)